



発行 東村山市 〒189-8501 東村山市本町1-2-3  
編集 経営政策部秘書広報課

電話 042-393-5111(代表)  
FAX 042-393-6846(代表)

ホームページ <http://www.city.higashimurayama.tokyo.jp/>  
携帯電話用 <http://mobile.city.higashimurayama.lg.jp/>



## 防災への意識を高めましょう

問 防災安全課

市では、災害に強いまちづくりを目指し、さまざまな取り組みを行っています。  
市民の皆さんも災害が発生したときの役割や安否確認の方法などを決めておき、災害時に慌てずに対応できるよう心がけましょう。



## 市民のために活躍する東村山市消防団員募集

消防団員とは消防署員と違い、普段は仕事や学業、家事などをしていますが、いざ火災や地震が発生した際には率先して消防活動にあたる、非常勤特別職の地方公務員です。

団員の皆さんは「自分たちのまちは自分たちで守る」という使命感のもと、市民の生命・財産を守るため、災害が起これば昼夜を問わず出動するなど、地域に根差した活動をしています。

人 市内在住・在勤の健康な18歳以上のかた

### 待遇・福利厚生

団員報酬、費用弁償(出勤費)、健康診断、表彰制度、消防団員福祉共済制度、公務災害補償制度、退職報償金制度、東京都消防団応援店舗利用等

※詳細は問い合わせ先へ



あなたもまちを守る一員に!



東村山市消防団出初式



機関員訓練

## 3・11から7年を振り返って

東日本大震災の発生から7年が経過しようとしています。被災地の復興も徐々に進んでいるとはいっても、全国の避難者数はいまだ7万人を越えており、震災の爪痕は色濃く残っている状況にあると言えます。

改めて、犠牲となられた方々に衷心より追悼の誠を捧げると共に、被害に遭われた皆さまに深くお見舞い申し上げます。

昨年は、大きな地震はございませんでしたが、7月の九州北部豪雨をはじめ、都内においてもゲリラ豪雨や台風の上陸など、水害が多い1年でありました。そうした状況の中で、当市はこれまで以上に災害に強いまちづくりを目指し、BCP(業務継続計画)の策定、ごみ集積所跡地を利用した土のうステーションの設置、市立小中学校全22校での避難所運営連絡会の運営など、さまざまな防災対策を推進して参りました。

来年度以降は、以前からの課題であった災害発生時の情報収集および情報整理の迅速化など、災害対応に向けた取り組みをさらに推し進めて参ります。今後とも当市の防災対策への市民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

東村山市長 渡部 尚

## 黙とうをお願いします

3月11日(日)午後2時46分に、サイレンを1分間連続吹鳴します。ご家庭や職場で黙とうを捧げていただきますようお願いいたします。

※なお、火災等の災害と間違えないようご注意ください。

## 防災行政無線によるJ-ALERT全国一斉テスト

日 3月14日(水)午前11時ごろ

内 防災行政無線のチャイムが鳴ったあと、「これは、Jアラートのテストです」というアナウンスが流れ、「こちらは防災東村山です」というアナウンスと防災行政無線のチャイムが鳴ります。

※全国で行う試験のため、近隣市からの防災行政無線放送が聞こえてくる可能性があります。

## 春の火災予防運動 3月1日(木)～7日(水)

強風などで大きな火災が発生しやすいこの時季に、火災予防意識の普及を図り、発生を防止するために火災予防運動を実施します。市内で開催される各種イベントに体験コーナー等のブースを設けていますので、ご参加ください。

### 防火・防災フェア

日 3月7日(水)午前10時～午後3時

場 島忠ホームズ東村山店(久米川町1-36)

問 東村山消防署防火査察係 (☎391-0119)

## 防災フェスタin東村山中央公園2018

震災はいつ起こるか分かりません。いつ震災が起きても一人一人が対応できるよう備えていれば、自分や多くのかたが震災から助かります。そのような備えを楽しく学べるイベントです。

日 3月10日(土)午前10時～午後1時

場 東村山中央公園(富士見町5-4-67)

※車でのご来場はご遠慮ください。

内 初期消火体験、煙体験、起震車体験、応急救護体験、簡易担架体験、防災トイレ設営体験、炊き出し、防災ゲーム、防災ワークショップ、ヘリコプター離発着実演、スタンプラリーほか  
※ヘリコプター離発着実演の際大きな音が出ますので、ご理解とご協力をお願いします。

主催 問 公益財団法人東京都公園協会 (☎392-7322)



楽しく学ぼう、明日への備え

## 避難行動要支援者名簿の登録受付 問 地域福祉推進課

市では、災害や緊急時等に支援が必要なかたのために、避難行動要支援者(表1参照)の名簿を整備しています。

同名簿は、要支援者本人又は家族が登録をした場合、要支援者本人に関する情報を地域の関係機関等(表2参照)へ提供し、緊急時の支援や地域のつながり作りに活用されます。

※登録していないかたの情報を提供することはありません。

表1 要支援者

区分	担当課
70歳以上のひとり暮らし高齢者	高齢介護課(いきいきプラザ1階)
75歳以上の高齢者世帯	
要介護状態にあるかた	
身体障害者手帳所持者	障害支援課(いきいきプラザ1階)
愛の手帳所持者	
精神障害者保健福祉手帳所持者	
難病患者	
日本語での意思疎通が困難な外国籍のかた	市民相談・交流課(本庁舎1階)
複数の区分に該当するかたや区分が不明のかた	地域福祉推進課(いきいきプラザ2階)

人 要支援者で、平常時又は災害時に一定の支援を必要とする市内在住のかた  
※対象以外のかたで、要支援者名簿に登録を希望するかたは担当課(表1参照)へご連絡ください。

申 申請書に必要事項を明記し、郵送又は直接担当課へ

申請書 HPからダウンロード又は担当課で配布

### 登録済みのかたへ

緊急連絡先等の登録内容に変更がある場合は、担当課へご連絡ください。

※詳細は問い合わせ先へ

表2 地域の関係機関

名称	活用内容
東村山警察署	緊急時の支援等
東村山消防署	
東村山市地域包括支援センター	
民生委員・児童委員協議会	地域のつながり作り等
東村山市社会福祉協議会	
福祉協力員※	
保健推進員※	
自治会長、自主防災組織※	

※個人情報の取扱い等について市と協定を結んだ者に限ります。